

第一期中期目標期間 暫定評価説明資料

(平成22年4月1日～平成26年3月31日)



独立行政法人 国立国際医療研究センター
National Center for Global Health and Medicine

目 次

評 価 項 目	暫 定 評 価 期 間				暫 定 評 価	ペー ジ
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
1. 臨床を志向した研究・開発の推進	A (3.80)	S (4.50)	S (4.66)	S (4.85)	A (4.45)	P1
2. 病院における研究・開発の推進	A (4.00)	A (3.83)	A (3.66)	A (4.00)	A (3.87)	P2
3. 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	A (4.00)	A (3.83)	S (4.83)	S (5.00)	A (4.41)	P3
4. 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供	A (4.40)	S (4.66)	S (4.50)	S (4.85)	S (4.60)	P5
5. 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供	A (4.20)	A (4.33)	A (4.33)	A (3.57)	A (4.10)	P6
6. その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供	S (5.00)	S (4.50)	A (4.16)	S (4.71)	S (4.59)	P8
7. 人材育成に関する事項	A (4.00)	A (4.00)	A (4.33)	A (4.28)	A (4.15)	P9
8. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	A (3.80)	A (4.00)	A (3.66)	A (4.00)	A (3.86)	P10
9. 国への政策提言に関する事項、その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	S (4.80)	S (4.50)	A (4.00)	S (4.57)	A (4.46)	P11
10. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 HIV・エイズ	A (3.80)	A (3.66)	A (3.66)	S (4.57)	A (3.92)	P12
11. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 看護に関する教育及び研究	A (3.80)	A (3.83)	A (4.00)	A (4.14)	A (3.94)	P13
12. 効率的な業務運営体制	A (3.60)	A (3.50)	A (3.66)	A (4.00)	A (3.69)	P14
13. 効率化による収支改善・電子化の推進	A (4.20)	B (3.00)	B (3.33)	A (3.85)	A (3.59)	P15
14. 法令遵守等内部統制の適切な構築	A (3.60)	A (3.83)	A (3.66)	A (3.85)	A (3.73)	P17
15. 予算、収支計画及び資金計画	A (3.60)	B (3.16)	A (3.50)	A (3.85)	A (3.52)	P18
16. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A (3.80)	A (3.83)	A (3.83)	A (3.85)	A (3.82)	P19

評価シート 1

臨床を志向した研究・開発の推進(その1)

暫定評価

A(4.45)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A(3.80)	S(4.50)	S(4.66)	S(4.85)

【中期計画概要】※赤字は数値目標

① 研究所と病院等、センター内の連携強化

研究所等と病院が、それぞれの専門性をふまえた上で情報や意見交換の場を設ける事により相互の連携を図る。また、基礎研究の成果を臨床現場につなげるため、臨床研究支援・相談や、臨床データ・検体の登録等、臨床疫学的研究基盤を整備する。これにより、**研究開発費等による研究所等と病院の共同研究を毎年10件以上実施する。**

② 産官学等との連携強化

「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」等を踏まえ、先駆的な技術・モノ・システムの開発・実用化に資する「医療クラスター」を形成する。企業、大学等の研究機関、大規模治験実施医療機関等との連携を図り、共同研究・委託研究を推進するとともに、情報発信の仕組みを構築し、関係業界等との協議の場を設ける。これにより、**開発初期の臨床研究の外部機関等との共同研究数を毎年10件以上とする。**

③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備

センターの使命を果すための研究(研究開発費を含む。)を企画し、評価していく体制の強化を図る。

④ 知的財産の管理強化及び活用推進

センターにおける基礎研究成果を着実に知的財産につなげるため、知財に関する相談体制を整備するとともに知的財産を適切に管理する。

【主な取組状況】

1 研究所と病院等、センター内の連携強化

- ① 研究所・臨床研究センター・病院が三位一体となり臨床を志向した研究・開発の基盤を整備
- ② 生物統計家やCRCの配置、プロトコル支援ユニットの構築など臨床研究支援体制強化
- ③ バイオバンクの構築及びバイオリソースの基礎研究・臨床研究への活用の推進
- ④ 臨床研究の推進体制のより一層の強化を図るため「臨床研究推進のための戦略会議」を開催

2 産官学等との連携強化

- ・ 医学教育・研究の一層の充実を図るための早稲田大学理工学部、東京大学、横浜市立大学、順天堂大学等との連携協定を締結
- ・ **研究所等と病院の共同研究は、毎年中期計画を上回る共同研究を実施**
- ・ **開発初期の外部機関との共同研究は、平成23年度以降中期計画を上回る共同研究を実施**

3 研究・開発の企画及び評価体制の整備

- ① 外部評価委員会を開催し、研究所の各研究部門におけるミッションオリエンテッドな研究活動の成果や研究の社会還元等の観点から客観的評価を実施
- ② 事前評価委員会と中間・事後評価委員会を分離して運用
- ③ 評価にあたり配点基準を示し点数化、客観的な評価を実施

4 知的財産の管理強化及び活用推進

- ① 知財に関する管理体制強化のため知財開発室を設置
- ② 全職員を対象にした知財に関する説明会を開催
- ③ 企業出身の技術移転担当者・弁理士資格を有する知財管理担当者等を配置

研究所等と病院の共同研究数



開発初期の外部機関等との共同研究



発明出願件数の推移



平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A(4.00)	A(3.83)	A(3.66)	A(4.00)

【中期計画概要】※赤字は数値目標

① 臨床研究機能の強化

センターにおいては、最新の知見に基づき、治療成績及び患者QOLの向上につながる臨床研究(治験を含む。)を推進する。そのため、センターで実施される臨床研究に対する薬事・規制要件の専門家を含めた支援部門の整備を行う等臨床研究を病院内で円滑に実施するための基盤の整備を図る。

このため、**治験申請から症例登録(First patient in)までを平均60日以内**とする。

② 倫理性・透明性の確保

高い倫理性・透明性が確保されるよう、臨床研究等については、倫理審査委員会等を適正に運営する。

また、センター職員の研究倫理に関する知識の向上を図るとともに、センターで実施している治験等臨床研究について適切に情報開示し、さらに、臨床研究の実施に当たっては、患者及び家族に対して十分な説明を行う。

【主な取組状況】

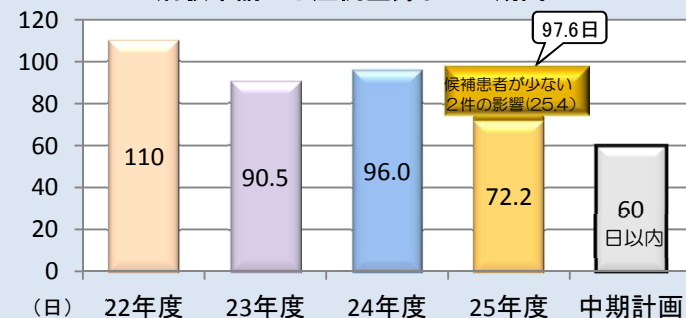
1 臨床研究機能の強化

- ①臨床研究センターの体制を整備
- ②臨床研究を推進するため病院に臨床研究連携部門を設置
- ③臨床研究センターの生物統計家やプロトコル支援ユニット等により、平成26年度に実施予定の多施設共同医師主導治験を支援
- ④薬事・規制要件への対応のためのPMDA経験者を配置
- ⑤平成25年度の**治験申請から症例登録までの期間97.6日(対中計+37.6日)**
※25年度は、症例登録まで247日を要した糖尿病性末梢神経障害及び253日を要した統合失調症を除くと72.2日

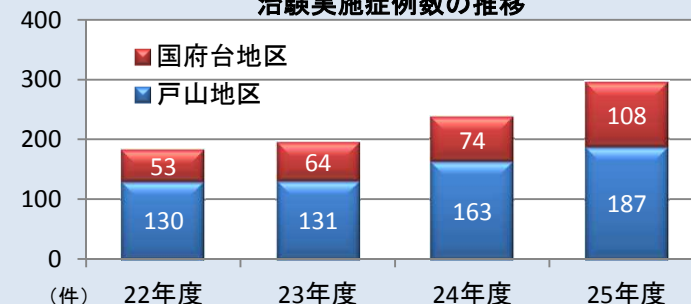
2 倫理性・透明性の確保

- ①倫理委員会に一般・遺伝子解析研究に加え、ヒトES細胞研究の委員会を設置し、定期的に委員会を開催
(一般(毎月)、遺伝子解析(四半期)、ヒトES細胞(年1回))
- ②外部専門家を加えた倫理委員会の適正な運営
- ③臨床研究認定制度の運用による研究者への倫理に関する教育の充実
- ④倫理委員会における審議を踏まえた臨床研究の実施
- ⑤倫理委員会の結果をホームページで公表
- ⑥倫理性・透明性の確保のため内部監査の充実及び育成医療研究センターと相互監査を実施

治験申請から症例登録までの期間



治験実施症例数の推移



評価シート
3

担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ
重点的な研究・開発の推進（その1）

暫定評価

A(4.41)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A(4.00)	A(3.83)	S(4.83)	S(5.00)

【中期計画概要】※赤字は数値目標

1. 重点的な研究・開発戦略の考え方

平成21年度に比し、中期目標の期間中に、論文誌への掲載論文数をセンター全体で10%以上の増加を図ることとする。

2. 具体的方針

(1) 疾病に着目した研究

①疾患の本態解明、②疾患の実態把握、③高度先駆的及び標準的予防、診断、治療法の開発の推進、④医薬品及び医療機器の開発の推進(平成21年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の10%以上の増加を目指す。)

(2) 均てん化に着目した研究

①医療の均てん化手法の開発の推進、②情報発信手法の開発

(3) 国際保健医療協力に関する研究

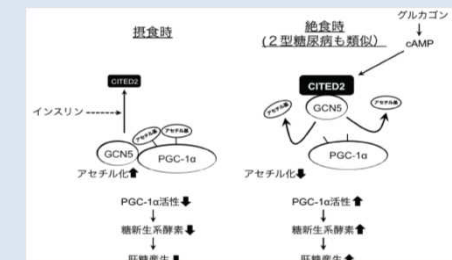
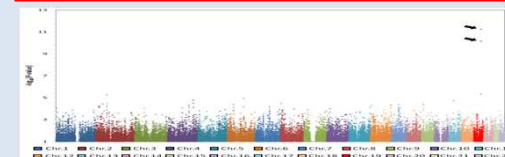
【主な取組状況】

1 疾病に着目した研究

- ①当センターで世界で初めて開発した新型インフルエンザ（H1N1型）及び死亡率の高い高病原性鳥インフルエンザ（H5N1型）の迅速診断キットの技術を用いて、昨今社会問題化しているタミフル耐性インフルエンザ等の迅速診断法を開発
- ②C型慢性肝炎の治療効果に強く関係する因子（一塩基多型）が、ヒトのIL28B遺伝子及びその近傍に存在することを発見し、インターフェロン治療の効果予測として、世界で初めて報告
- ③HIV・エイズにおける国内未承認の医薬品に関する臨床研究として、国内未承認のカリニ肺炎治療薬のアトバコンと赤痢アメーバのシスト駆除薬であるパロモマイシンを使用し、アトバコンは平成24年に保険認可
- ④H1V感染の有無により悪性リンパ腫発症の際に異なる遺伝子制御の仕組みが働くことを発見
- ⑤日本の防疫上重要である、韓国の三日熱マラリア再流行の原因分析
- ⑥2型糖尿病関連遺伝子の中でも人種を越えてもっとも重要な遺伝子の一つを同定
- ⑦糖代謝に重要な「CITED2タンパク」の発見



判定ライン出現の有無で誰でも判定可能



【主な取組状況】

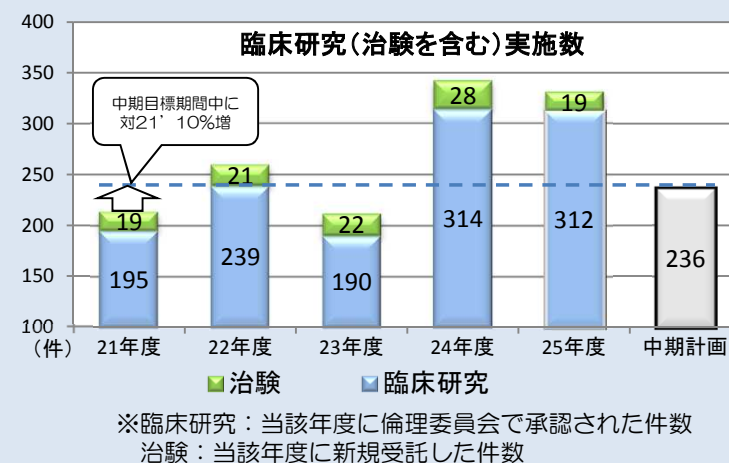
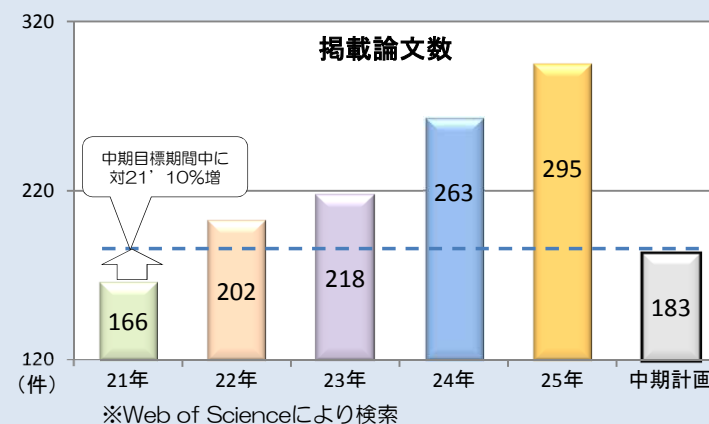
- ・戦略的かつ重点的な研究・開発を推進したため平成22年度以降、毎年中期計画を上回る論文を掲載
- ・臨床研究の体制強化などにより、特に平成24・25年度は中期計画を大きく上回る臨床研究等を実施

2 均てん化に着目した研究

- ①エイズ医療に係る情報を医療従事者向けにE-learning形式で公開
- ②かかりつけ医向け及び糖尿病専門医向け糖尿病標準診療マニュアルの改訂・公開
- ③肝炎について最新情報をホームページで公開

3 国際保健医療協力に関する研究

- ①国際保健協力に係るエビデンスの構築と情報発信の一環として、過去65年に渡るWHO総会の技術議題を分析し決議文書をデータベース化
- ②ラオスにおいてB型肝炎有病率調査を行い同国の予防接種政策変更に寄与
- ③開発途上国におけるHIV対策を評価し改善を図るため、HIV母子感染予防対策の費用分析ツールを開発し実用化
- ④ベトナムにおける医療保険に関する調査を実施し、包括的な保健サービス提供の実現に向けた支援方策等を提言
- ⑤カンボジア、アフガニスタン、コンゴ民主共和国等の開発途上国における保健医療人材の育成、配置、定着を規定する因子に関する研究を進め、各国の人材施策立案に貢献
- ⑥ベトナムでのインターネットを使った開発途上国向け生活習慣病予防プログラムを開発
- ⑦NCGMが選定されたWHO協力センター(WCC)や海外拠点を活用した共同研究の推進



評価シート
4

高度先駆的な医療、標準化に資する 医療の提供

暫定評価

S(4.60)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A(4.40)	S(4.66)	S(4.50)	S(4.85)

【中期計画概要】※赤字は数値目標

① 高度先駆的な医療の提供

高齢化社会が進展する中で、課題となっている病気の複合化、併存化に対応するため、臓器別、疾患別のみならず、小児から高齢者までの患者を対象とした心身を含めた総合医療を基盤に、最新の知見を活用することで、個々の病態に即した高度先駆的な医療の提供を行う。

また、HIV・エイズ患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニターに基づき、総合医療をベースに個々人の病態に即した医療を年間150例以上提供する。

② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供

感染症その他の疾患について、最新の知見を活用しつつ、医療の標準化に資する診療体制を整備し、標準的医療の実践に取り組む。

【主な取組状況】

1 高度先駆的な医療の提供

①HIV・エイズ患者に対し個々人の病態に即した医療を各年度とも150例以上を実施

②C型慢性肝炎治療効果予測因子であるIL-28B遺伝子SNP測定を実施

③連続血糖測定が可能なシステムを活用し治療方針を策定するテラーメイドの糖尿病治療を延べ330件実施

④重症低血糖発作を合併するインスリン依存性糖尿病に対する脳死及び心停止ドナーからのシングルドナー臍島移植のための体制整備

⑤平成25年度は、高度先駆的医療として感染症等に関する先進医療新規技術3件を申請

【平成25年度の申請した先進医療新規技術3件】

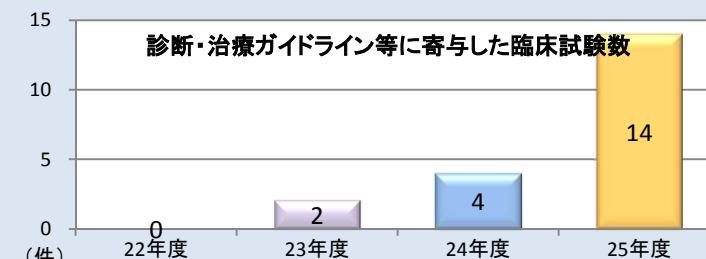
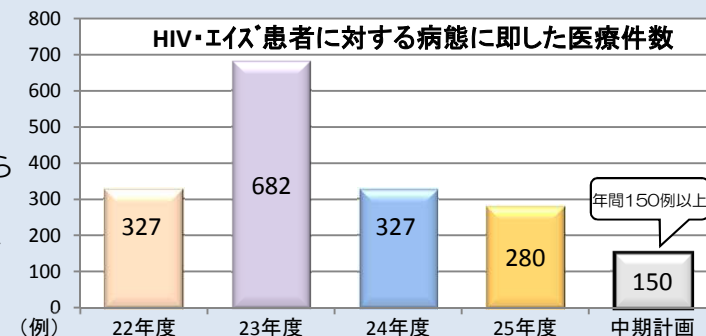
- ・FDG-PET/CTによる不明熱の熱源診断（H26.5取得）
- ・全自動遺伝子解析装置を用いた敗血症の迅速診断（H26.7先進医療部会承認）
- ・腹膜偽粘液腫に対する腹膜切除と術中腹腔内温熱化学療法（H26.6先進医療技術審査部会（条件付き適））
- ・特定機能病院の名称取得（センター病院H24.11.1）

2 医療の標準化を推進するための最新の科学的根拠に基づいた医療の提供

①関係学会等との連携により当センターが直接的または間接的に支援した臨床試験について、学会等が作成した診療ガイドラインの採用件数が増加

②SS-MIX2（Standardized Structured Medical Information Exchange 2

：標準的電子カルテ情報交換システム）を平成25年度に導入し、医療情報の標準化を推進するための基盤を整備



評価シート
5

患者の視点に立った良質かつ
安心できる医療の提供（その1）

暫定評価

A(4.10)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A(4.20)	A(4.33)	A(4.33)	A(3.57)

【中期計画概要】※赤字は数値目標

① 患者の自己決定への支援

患者に対する相談支援を行うための窓口を設置する。また、専門的立場から幅広く患者・家族を支援するため、セカンドオピニオンを年間180件以上実施する。

② 患者等参加型医療の推進

患者の視点に立った医療の提供を行うため、定期的に患者満足度調査を実施し、その結果を業務の改善に活用するなど、患者サービスの改善について積極的な推進を図る。また、ボランティアによる相談支援等に努め、患者の医療に対する理解の向上に努める。

③ チーム医療の推進

センターの総合医療の特長を活かして、小児から高齢者までの患者に対し、多職種連携及び診療科横断によるチーム医療を推進する。

④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供

患者に対して、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、地域の診療所や病院との役割分担を図るとともに、連携を強化し、患者に適した医療機関(かかりつけ医)への紹介を進め、紹介率・逆紹介率の向上を図る。

⑤ 医療安全管理体制の充実

センターの医療安全管理を確保し、医療事故の未然防止の観点から、発生した医療事故を科学的に検証するとともに、その結果が業務の改善につながる体制を構築する。医療安全研修会・感染症対策研修会を年3回以上開催する。また、医療安全に関するマニュアルを年1回改訂する。

⑥ 客観的指標等を用いた医療の質の評価

患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うため、センターで提供する医療について、客観的指標等を用いた質の評価を行う。

【主な取組状況】

1 患者の自己決定への支援

セカンドオピニオンの環境整備に努め各年度とも年間180件以上を実施

2 患者等参加型医療の推進

患者満足度調査を毎年実施し、調査結果をもとに患者サービスの改善実施

3 チーム医療の推進

多職種連携や診療科横断によるチーム医療として回診、カンファレンス等を実施

4 入院時から地域ケアを見通した医療の提供

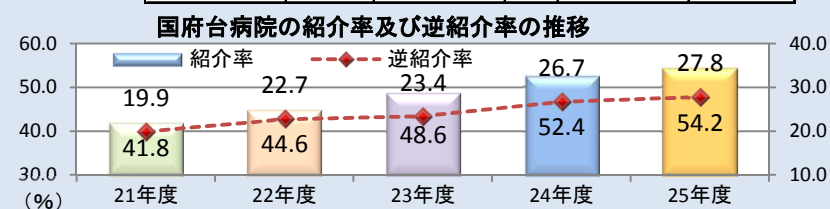
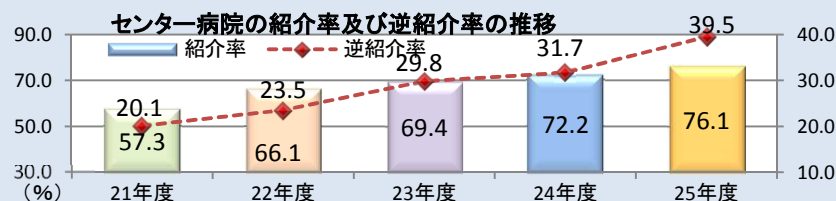
連携強化に向け病院長等による医師会及び病院等の訪問により紹介率、逆紹介率が向上

セカンドオピニオン実施件数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
241件	231件	211件	242件

患者満足度調査結果

(単位:ポイント)		平成21年度		平成25年度	増減
センター病院	入院	4.34	→	4.45	(+0.11)
	外来	3.84	→	3.99	(+0.15)
国府台病院	入院	4.23	→	4.48	(+0.21)
	外来	3.83	→	3.92	(+0.09)



【主な取組状況】

5 医療安全管理体制の充実

①医療安全管理の取組

- ・医療安全推進委員会及びリスクマネジメント部会を毎月開催し、ヒヤリハット事例の検証及び対策を実施
- ・医療安全ポケットマニュアルを毎年改定し、職員に常時携帯を義務付

②院内感染対策の取組

- ・耐性菌・重要微生物の検出率、抗菌薬使用状況、手指衛生などの院内サーベイランスを実施し、職員への情報提供や教育による感染対策を実施
- ・平成25年度に新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく業務計画を制定

③医療安全研修会・感染症対策研修会は毎年3回以上を実施

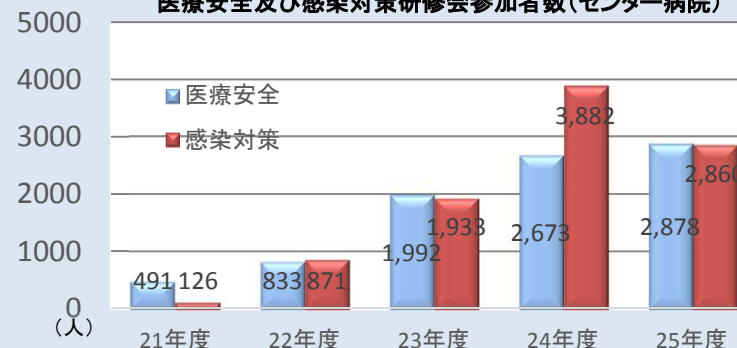
医療安全研修会・感染症対策研修会開催状況

		H22'	H23'	H24'	H25'
センター病院	安全	3回	6回	10回	2回
	感染	5回	5回	4回	2回
国府台病院	安全	2回	3回	2回	3回
	感染	2回	3回	2回	1回
計		12回	17回	18回	8回

- ・医療安全研修会及び院内感染対策研修会については、受講回数の増加や未受講者の補講により平成25年度の受講率は100%

④院内感染対策連携医療機関と院内感染対策カンファレンスや施設間の相互ラウンドを実施

医療安全及び感染対策研修会参加者数(センター病院)



6 客観的指標等を用いた医療の質の評価

①抗HIV療法施行中患者のHIVコントロール率を客観的指標として評価

②平成25年度には、医療の質をあらわす指標（Quality Indicator）の検討を開始

③DWH（データウェアハウス）を整備し、医療の客観的な指標の抽出を効果的に行える体制を整備

評価シート
6

その他医療政策の一環としてセンターで
実施すべき医療の提供

暫定評価

S(4.59)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
S(5.00)	S(4.50)	A(4.16)	S(4.71)

【中期計画概要】※赤字は数値目標

① 救急医療の提供

三次を含む全科的総合救急医療及び質の高い精神科救急を実施する。

特に、**国府台地区において、精神科救急病棟入院患者における重症身体合併症率を5%以上とする。**

② 国際化に伴い必要となる医療の提供

渡航者健康管理室等、海外渡航者に対する保健医療の充実を図るとともに、感染症の患者に対する医療提供体制の整備を図る。

【主な取組状況】

1 救急医療の提供

①平成22年度9月にセンター病院が
救命救急センター指定

②救命救急センターの状況

東京都内の救急搬送件数は**4年連続第1位**

③国府台病院精神科救急病棟新入院患者の
うち重症身体合併症患者は

各年度とも5.0%以上を受入

2 国際化に伴い必要となる医療の提供

①海外渡航前健診とワクチン接種などの渡航相談、帰国後疾患治療を実施

②成田空港検疫所及び東京検疫所との連携による黄熱ワクチン接種を実施

③政府のミャンマー難民受入に伴う健康診断の実施

④総合感染症後期研修プログラムにより、熱帯感染症管理や院内感染症

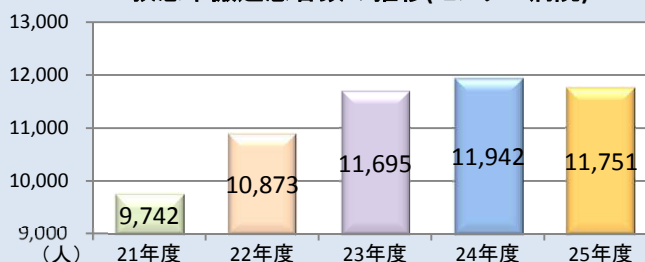
コンサルテーションなどに関する研修を実施

⑤トラベラズワクチン講習会の実施

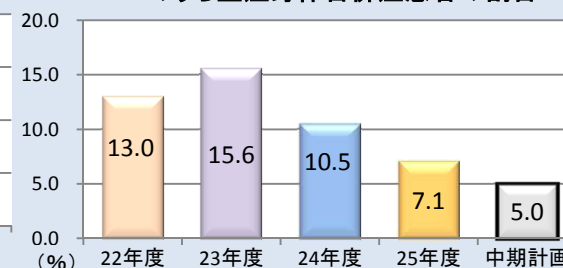
○その他

・平成25年度は、国内の成人の風疹アウトブレイクに対し、日曜日に臨時的
風疹ワクチンを実施し333人に接種（男性241人、女性92人）

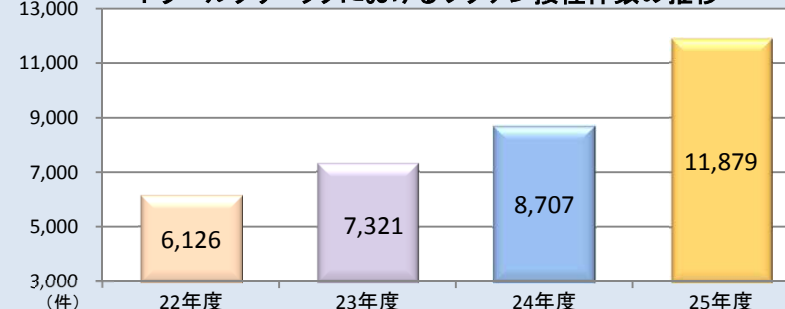
救急車搬送患者数の推移(センター病院)



国府台病院精神科救急病棟新入院患者
のうち重症身体合併症患者の割合



トラベルクリニックにおけるワクチン接種件数の推移



平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A(4.00)	A(4.00)	A(4.33)	A(4.28)

【中期計画概要】※赤字は数値目標

(1)リーダーとして活躍できる人材の育成

小児から高齢者までの患者に対する心身を含めた総合医療に携わる専門の人材を育成するため、質の高い研修・人材育成を初期段階から継続的に行うとともに、総合的な医療を基盤として、高度先駆的な医療を実践できる人材の育成を図る。

また、世界的な視野を持ち、トランスレーショナルリサーチを含め、感染症その他の疾患に関する研究の推進を図るために必要な人材を育成する。

(2)モデル的研修・講習の実施

感染症その他の疾患に関する医療の均てん化及び国際保健医療協力の充実等を目的として、医療従事者に対するモデル的な研修プログラムを企画・実施する。

また、**センター外の医療従事者向け各種研修会等を毎年20回以上開催**する。

【主な取組状況】

1 リーダーとして活躍できる人材の育成

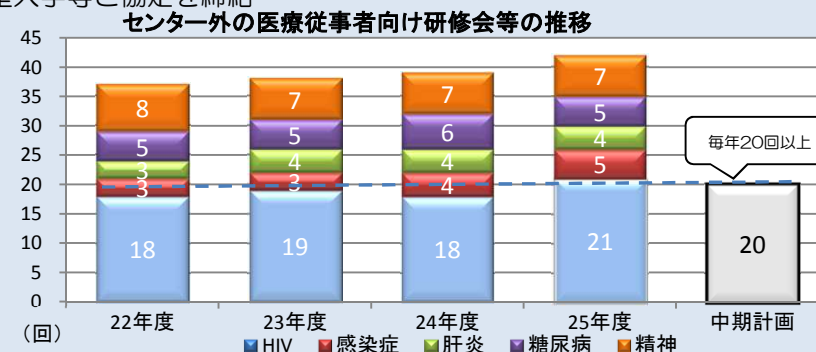
- ①エイズ・結核・マラリア等に対する国際的な人材を養成するための「総合感染症レジデントプログラム」を設置
- ②産婦人科及び小児科研修と国際保健医療協力研修が連携し開発途上国での活動を通じて国際的な医療人材の育成を目的とした「国際臨床レジデントプログラム」を設置
- ③開発途上国での実地研修を行う「国際保健医療協力レジデントプログラム」を設置
- ④思春期精神保健研修を実施し、心身の総合的医療の人材育成
- ⑤センター病院の初期臨床研修マッチングは**4年連続市中病院中全国トップ**
- ⑥国府台病院の平成25年度の初期臨床研修第一希望者倍率は**千葉県トップ**（22年度1.3倍→25年度2.5倍）
- ⑦初期研修医に疫学・医学統計基礎講座の受講を義務づけ
- ⑧連携大学院を通じての学位の取得支援として東京大学、横浜市立大学、順天堂大学等と協定を締結

2 モデル的研修・講習の実施

【主な研修・講習】

- ①エイズ拠点病院などの医師・看護師等を対象とした研修会
- ②HIV/エイズについて病院に対する出張研修
- ③全国の医師を対象に輸入感染症講習会
- ④ワクチンの教育振興の一環としてトラベラーズワクチン講習会
- ⑤肝炎拠点病院の医師・看護師などを対象とした研修会
- ⑥「糖尿病診療—最新の動向—」と題した医師・医療スタッフ向け研修会
- ⑦児童思春期精神医療専門研修会
- ⑧精神科心理教育研修会

など**各年度とも年間20回以上の医療従事者向け研修会等を開催**



評価シート
8

医療の均てん化と情報の
収集・発信に関する事項

暫定評価

A(3.86)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A(3.80)	A(4.00)	A(3.66)	A(4.00)

【中期計画概要】※赤字は数値目標

(1) ネットワーク構築の推進

感染症その他の疾患について、センターと都道府県における中核的な医療機関等とのネットワークを構築し、研修会及び協議会を開催し、最新の情報提供を行うとともに、相互に情報交換を行い、それら医療機関と連携して、高度先駆的医療及び標準的医療等の普及を図る。

(2) 情報の収集・発信

医療従事者や患者・家族が感染症その他疾患に関して信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、広く国内外の知見を収集、整理及び評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行う。また、**HPアクセス数を、年間1,000万PV以上とする。**

【主な取組状況】

1 ネットワーク構築の推進

【HIV・エイズ】全国8ブロックのブロック拠点病院協議会を厚労省疾病対策課と合同で各ブロックにて開催し、最新医療情報の提供を行うとともに高度先駆的医療や標準医療の普及。中核ブロックとの連携会議を開催し情報交換

【肝炎】拠点病院間連絡協議会や医療従事者向け研修会を開催し全国70の肝炎拠点病院のネットワーク維持及び高度先駆的医療や標準的医療を普及

【児童精神】地域の医療・福祉・教育の専門機関が参加する児童精神科地域連携会議を開催し症例データを蓄積

2 情報の収集・発信

【ホームページ】

- ・HIV感染症、輸入感染症(マラリア、デング熱、腸チフスなど)、肝炎及び糖尿病等に関する最新情報や、国際保健協力活動の経験や知見をまとめたテクニカルレポート等を随時ホームページで公開し、**各年度とも1,000万PVを上回っている**

【メディアセミナー】

- ・NCGMが取り組んでいる健康・医療の課題をメディア関係者と共有するとともに、専門家からの情報収集やメディア関係者からの質問対応等により、専門家としてのスキルアップを目的に平成25年度よりメディアセミナーを開催

【研修会等】

- ・ACC、DCC、糖尿病情報センター、肝炎情報センター、国府台病院(児童精神)等では、研修会・協議会を開催し中核的な医療機関等へ最新の情報を積極的・効果的に提供

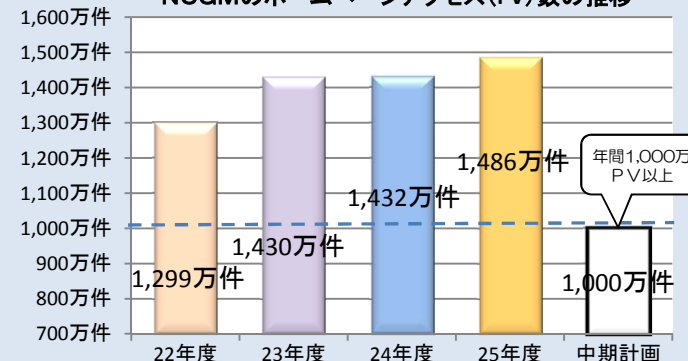
【シンポジウム】

- ・NCGMの取組を医療機関をはじめとした関係機関に周知し、理解を一層深めるため、織田記念国際シンポジウムを開催

【市民公開講座】

- ・感染症や国際医療協力など、NCGMの取組状況を広く一般市民に周知するため、25年度に初めて市民公開講座「感染症の予防対策と最新医療について」を開催し350人が参加

NCGMのホームページアクセス(PV)数の推移



評価シート
9

国への政策提言に関する事項、その他
我が国の医療政策の推進等に関する事項

暫定評価

A(4.46)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
S(4.80)	S(4.50)	A(4.00)	S(4.57)

【中期計画概要】※赤字は数値目標

5. 国への政策提言に関する事項

感染症その他の疾患に関して明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行う。

6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応

新感染症の発生に向けた訓練を毎年1回実施する。

(2) 国際貢献

開発途上国における保健システム(母子保健、感染症対策等を含む。)の推進を図るため、中期目標の期間中、5年間に400人以上の専門家を派遣し技術協力を行う。また、開発途上国からの研修生を5年間に延べ800人以上受入れる。

【主な取組状況】

○ 国への政策提言

- ①医療分野の研究開発に関する専門調査会、エイズ動向委員会、薬事審議会医薬品第一部会、厚生科学審議会風しんに関する小委員会などに出席し専門的な立場から提言
- ②WHO総会・執理事務会、世界基金理事会等の国際会議に政府代表団の一員として出席し、政府対処方針の策定等に専門的見地から寄与

○ その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

1 公衆衛生上の重大な危害への対応

新感染症の発生に向けた訓練

- ・新感染症の発生に向けた訓練を毎年1回以上開催

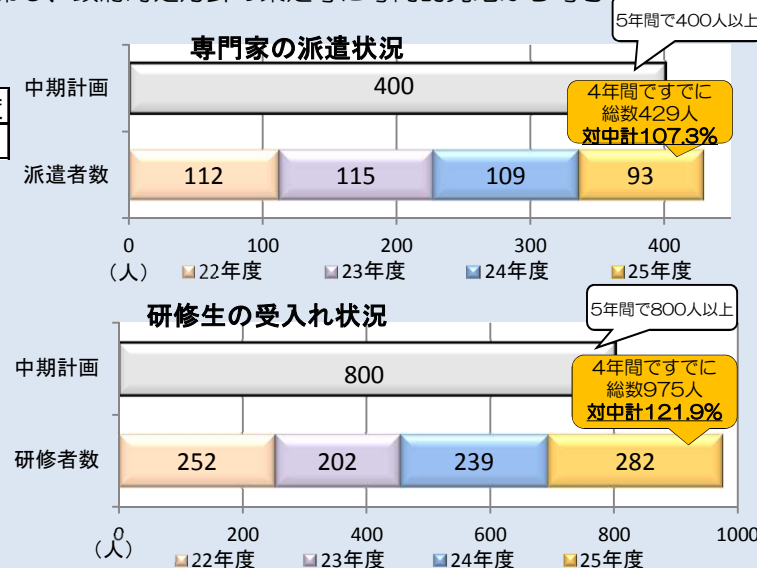
【東日本大震災における取組】

- ・宮城県東松島市に対して震災直後から継続的支援を実施

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1回	2回	4回	6回

2 国際貢献

- ①アジア、アフリカ等の開発途上国における保健システムの強化を図るため医師、看護師等の専門家を4年間ですでに429人を派遣 (WHO出向派遣を含む)
- ②保健省アドバイザー(大臣官房顧問、次官顧問)として、保健医療政策立案に参画
- ③WHOや世界基金に対して技術的提言
- ④WHO西太平洋事務局からWHO協力センターとして選定され、保健システム強化に関する共同研究や技術的助言を実施
- ⑤WHO西太平洋事務局のHIV/AIDS部門の技術パートナーとしてアジア太平洋地域におけるHIV対策に寄与
- ⑥アジア、アフリカ等の開発途上国から4年間ですでに975人の研修生を受け入れ
- ⑦海外機関との協定により、共同研究や人材育成等を実施



評価シート
10

その他我が国の医療政策の推進等に関する
事項(H I V・エイズ)

暫定評価

A(3.92)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A(3.80)	A(3.66)	A(3.66)	S(4.57)

【中期計画概要】

(3)HIV・エイズ

エイズ治療・研究開発センターは、HIV裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を被害者の意見を反映しつつ着実に実施し、エイズに関し、診断及び治療、臨床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供等の必要な取組を進めるとともに、必要な人的物的体制整備を計画的に進める。
また「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」(平成18年厚生労働省告示第89号)に基づき、エイズに係る中核的医療機関としてブロック拠点病院等を支援し、地域におけるエイズ医療水準の向上を図る。

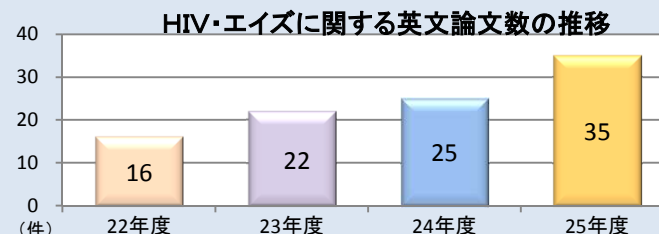
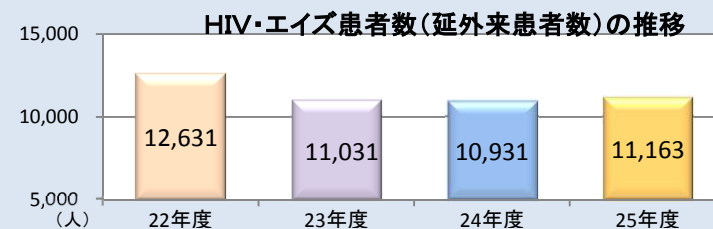
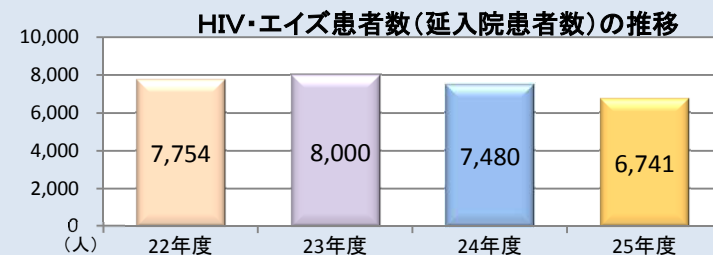
【主な取組状況】

3 HIV・エイズ

- ①HIV感染症とその合併症に関する診断と治療ハンドブックをHPで公表し、拠点病院をはじめとした全国HIV診療現場で活用
- ②平成25年度に国内施設で唯一米国主催の国際共同臨床治験に参加
(日本を含めて未だ全世界で承認されていない成分)
- ③その他外部からの診療等に関する相談件数は、4年間で延べ9,738件
- ④併用禁忌薬リストも掲載した患者教育用小冊子(患者ノート)を毎年更新し、4年間で延べ36,275冊配布
- ⑤エイズ拠点病院の医師・看護師等を対象にした研修会や、首都圏の病院を対象にした出張研修などを4年間で延べ76回開催し、延べ2,422人が参加
- ⑥医療従事者が自己研修ができるよう研修内容をE-learningの形で公開
- ⑦ブロック拠点病院との連携支援
 - ・石川県立病院に対し月1回ACC医師を派遣し外来診療のサポートを平成22年度から継続実施
 - ・名古屋医療センターと名古屋大学及び仙台医療センターと東北大学との合同会議を主催

○被害患者等への対応

- ①被害患者の外来受診は血友病包括外来で実施
- ②血友病包括外来では消化器内科、整形外科医師による包括外来を実施
- ③他科連携によるカンファレンスの実施及びブロック拠点病院からの相談支援
- ④当センターで対応できない患者については、大学病院などと連携
- ⑤被害患者の各種検査を、病状や体調などを勘案し適宜実施



評価シート
11

その他我が国の医療政策の推進等に関する
事項(看護に関する教育及び研究)

暫定評価

A(3.94)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A(3.80)	A(3.83)	A(4.00)	A(4.14)

【中期計画概要】※赤字は数値目標

(4)看護に関する教育及び研究

国立看護大学校においては、看護学部及び研究課程部における教育の充実を図るとともに、認定看護師教育課程を毎年開催する。
また、オープンキャンパスや公開講座を毎年3回以上開催し、国立看護大学校に関する情報提供を積極的に行い、質の高い学生等の確保に努める。
さらに、看護研究活動を推進する。

【主な取組状況】

4 看護に関する教育及び研究

【教育の充実】

- ①平成22年度より、働きながら看護研究活動を継続的に行うための、長期履修制度を導入し平成25年度までに17人が活用
- ②研究課程部に高度実践看護学領域(感染管理看護学)を平成25年4月から開講し、感染症専門看護師の教育を開始
- ③平成25年度は、平成27年度に後期課程(博士課程)を開講するため、認可基準に適合するカリキュラム及び教育体制を整備
- ④平成22年度からの看護学部卒業生359人がNCに就職
- ⑤認定看護師教育課程研修を開講し平成22年度から69人が修了
- ⑥現任者教育として、様々な視点での短期研修コースを毎年複数回開催し、平成22年度から延べ1,503人が参加

【良質な学生確保のための情報提供】

- ①オープンキャンパス(看護学部、研究課程部)及び公開講座を各年度7回実施
また、公開講座などにあわせてキャンパスツアーを実施
- ②高等学校の進路指導教員を対象とした進路相談会及び高等学校における模擬講義の実施

【研究の推進】

- ①臨床看護研究推進センターにおいて、NCの看護職員に対し臨床看護研究の指導を実施
- ②本学の研究成果を外部に周知するための研究紀要を発行

オープンキャンパス及び公開講座の開催状況

		22年度	23年度	24年度	25年度	中期計画
オープン キャンパス	回数	5	5	5	5	年3回 以上
	参加者数(人)	648	676	1,052	1,187	
公開講座	回数	2	2	2	2	
	参加者数(人)	180	110	147	148	
計	回数	7	7	7	7	
	参加者数(人)	828	786	1,199	1,335	



平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A(3.60)	A(3.50)	A(3.66)	A(4.00)

【中期計画概要】

(1) 効率的な業務運営体制

センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築する。さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行う。

① 副院長複数制の導入

特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する。

② 事務部門の改革

事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。

【主な取組状況】

1 効率的な業務運営体制

① 効率的な業務運営体制の構築

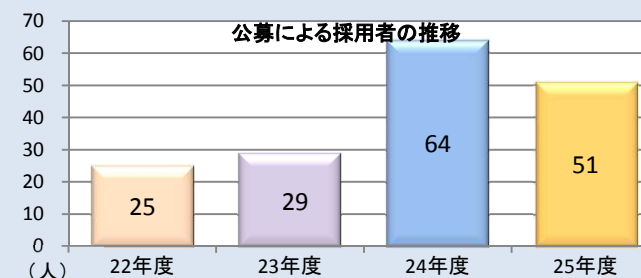
- 各部門のマネジメントを行うなどの運営体制と病院機能に即した診療体制を構築するための診療運営組織を創設し、併せて、人材の流動化と最適化を図るため役職任期制を導入
- 病院における臨床研究の推進するため、病院に臨床研究部門を創設
- センター全体の看護師及び薬剤師の人材確保・育成などに取り組む人材企画統括職の設置 など
- 招へい型任期付職員、若手育成型任期付職員へ年俸制を導入し、優秀な人材を公募により採用
- 理事会による重要事項の審議・決定、運営会議による効率的・効果的な業務運営、監査室による内部監査、監事による業務監査や各種委員会等の参加など適切なガバナンス体制による法人運営

② 副院長複数制の導入

- ミッション達成に向け担当部門と責任を明確にした、複数副院長を設置（センター病院3人(平成26年度4人)、国府台病院2人）

③ 事務部門の改革

- 統括事務部が、事務全体を俯瞰した効果的・効率的な連携、総合調整等によりセンターの効率的な業務運営
- 国府台病院及び看護大学の事務の一部は戸山地区に一元化し、効率的・効果的な業務運営
- センター病院DPC室では、職員に対しDPCに関する知識の向上やコスト意識についての周知



評価シート
13

効率化による収支改善・電子化の推進

(その1)

暫定評価

A(3.59)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A(4.20)	B(3.00)	B(3.33)	A(3.85)

【中期計画概要】※赤字は数値目標

(2) 効率化による収支改善

センターとしての使命を果たすための経営戦略や毎年の事業計画を通じた経営管理により収支相償の経営を目指すこととし、5年間で累計した損益計算において、経常収支率が100%以上となるよう経営改善に取り組む。

①給与制度の適正化、②材料費の節減、③一般管理費の節減(平成21年度に比し、中期目標の期間の最終年度において、一般管理費(退職手当を除く。)について、15%以上節減を図る。)、④建築コストの適正化、⑤収入の確保(医業未収金については、新規発生防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努めることで、平成21年度に比して(※)医業未収金比率の縮減に取り組む。※平成21年度(平成20年4月～平成22年1月末時点)医業未収金比率0.13%)

2. 電子化の推進

(1) 電子化の推進による業務の効率化

業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。

(2) 財務会計システム導入による月次決算の実施

企業会計原則に基づく独立行政法人会計基準への移行に伴い財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努める。

【主な取組状況】

○効率化による収支改善

・各部門の業務の特性を踏まえた職員の適正配置、外部資金受入や診療報酬基準の新規取得などの収益増、共同入札の実施や棚卸しの見直しによる材料費など削減及び業務内容の見直しによる人件費及び委託費などのコスト削減に努め収支改善に向けた取組を実施し、平成22から25年度までの4年間の経常収支率は98.4%

主な取組み内容

①地域医療連携強化や、新病棟の開棟(センター病院：22年度、国府台病院：24年度)による療養環境の充実などにより入院・外来患者数ともに増加

1日平均患者数の比較(人)

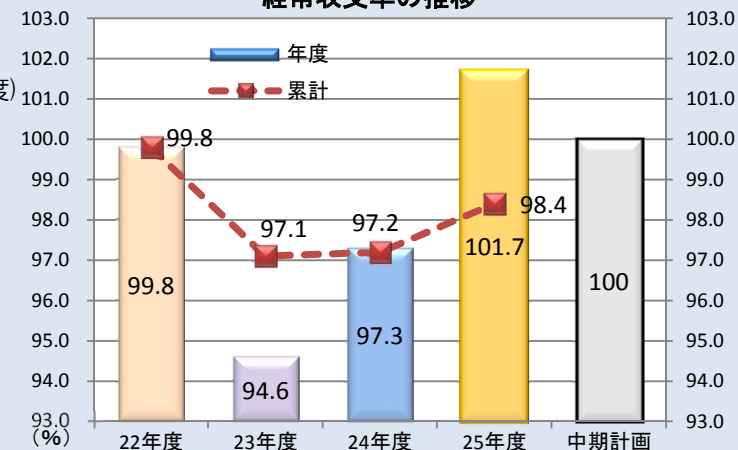
		22年度	25年度	差引
センター病院	入院	631.3	677.0	45.7
	外来	1,591.0	1,729.8	138.8
国府台病院	入院	267.2	300.7	33.5
	外来	767.9	810.0	42.1

②救急救命センター指定(センター病院)(平成22年度)

③地域周産期母子医療センター指定(センター病院)(平成22年度)

④特定機能病院名称取得(センター病院)(平成24年度) など

経常収支率の推移



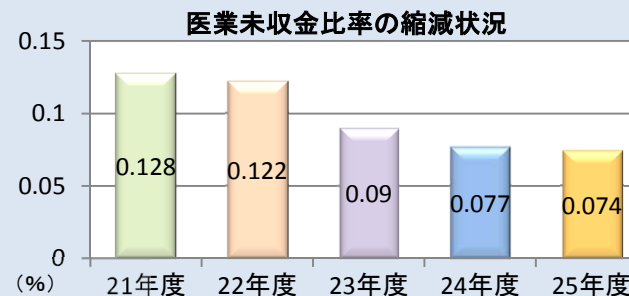
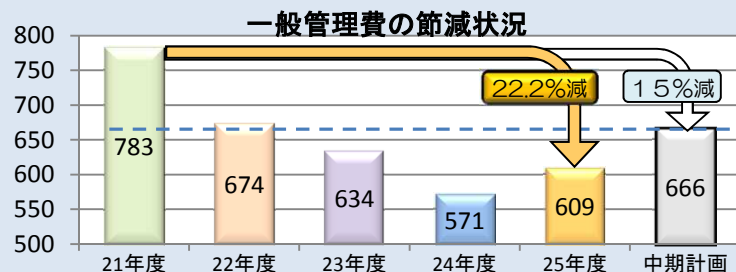
【主な取組状況】

○効率化による収支改善

- ⑤NC及び国立病院機構との共同入札の実施や後発医薬品の利用促進などにより材料費率を縮減
- ⑥SPDによる適正な在庫管理や定数の見直し
- ⑦医療機器保守内容の見直しによる保守料の削減
- ⑧業務内容の見直しによる委託費等のコスト削減
- ⑨一般管理費については、業務内容の見直しによる委託費の削減や経費節減に取り組み平成25年度は平成21年度に比べ
▲22.2%（174百万円）縮減
- ⑩22年度以降に発注した工事は市場単価を100%採用しコスト削減を実施
- ⑪未収金回収マニュアルの見直し及び督促体制強化により、平成25年度の未収金率は平成21年度に比べ▲0.054%縮減

材料費率の推移

	22年度	23年度	24年度	25年度	H25' - H22'
センター病院	34.4%	34.4%	32.7%	33.0%	▲ 1.4%
国府台病院	17.7%	18.0%	17.3%	17.4%	▲ 0.3%
計	31.1%	31.1%	29.5%	29.8%	▲ 1.3%



○電子化の推進による業務の効率化

- ①職員に対する連絡事項等は、電子メールや職員ホームページを活用し、事務処理の効率化・省力化を実施
- ②外部からの不正アクセス防御のためのソフトを更新しセキュリティを向上
- ③電子カルテシステムについては、センター病院では平成22年度、国府台病院は平成25年度に導入し、ペーパーレスな診療体制と医師をはじめとする全スタッフ間での診療情報を共有しチーム医療を充実強化

○財務会計システム導入による月次決算の実施

- ①平成医22年4月より、財務会計システムを導入し月次決算に活用するとともに、理事会、運営会議などにおいて分析結果の報告、経営改善等の検討を実施
- ②平成22年度に導入した経営分析システムにより、電子カルテデータや物流データと連携した経営分析を行い、診療科毎の経営状況の把握や、経営改善の資料作成に活用

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A(3.60)	A(3.83)	A(3.66)	A(3.85)

【中期計画概要】

3. 法令遵守等内部統制の適切な構築

法令遵守(コンプライアンス)等の内部統制のため、内部監査等の組織を構築する。

契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表する。

【主な取組状況】

○法令遵守等内部統制の適切な構築

①内部統制体制の有効性に関する評価

- ・理事長直轄の監査室による内部監査、監事による業務監査や会計監査、会計監査人による外部監査等、内部統制体制の有効性について評価

②コンプライアンスの推進

- ・法令違反行為にかかる内部通報、個人情報の取扱いについて職員に対するコンプライアンス研修を実施

③監査室による内部監査の実施

- ・毎年、前年度の内部監査結果を踏まえた重点監査項目に基づき業務運営の適正性・効率性について内部監査を実施。また、一部の監査は、抜き打ち監査を実施

④監事による業務監査・会計監査の実施

- ・理事会、運営会議、契約審査委員会などの法人運営の重要な会議への出席、業務運営状況の実態把握のため関係部門担当役職員からのヒアリングなどによる業務監査を実施
- ・会計監査人との定期的な懇談や監査法人監査の立ち会い、取得財産等にかかる財産保全などの会計監査を実施

⑤会計監査人による外部監査の実施

- ・全地区において会計処理の適正性や準拠性、財務報告等の信頼性の確保などのための外部監査を実施

○契約事務の競争性、公正性及び透明性の確保

- ・外部有識者を含む「契約審査委員会」を毎月開催、監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を定期に開催し、契約における競争性、公正性、透明性について検証

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A(3.60)	B(3.16)	A(3.50)	A(3.85)

【中期計画概要】

1. 自己収入の増加に関する事項

民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。

2. 資産及び負債の管理に関する事項

センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債（長期借入金の高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設・設備整備に関する計画

【主な取組状況】

○自己収入の増加に関する事項

【寄附金】寄附金受入増加に向け担当窓口の明確化、具体的な手続きや税制上の優遇措置などをホームページに公開

【受託研究】契約金の前払制だけではなく出来高払い制を導入するなど、委託しやすい環境を整備

【競争的研究費】国等の競争的研究費の獲得に向けた積極的な取り組みを実施

○資産及び負債の管理に関する事項

- ・長期借入金については、約定どおり4年間で30.3億円償還、また、センター病院外来棟新築等整備工事などのため平成23から25年度に31.0億円借入

○施設・設備整備に関する計画

中期計画期間中の施設設備整備及び医療機器整備の状況

(単位:億円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
施設設備整備	217.1	43.5	12.9	18.1
累計	217.1	260.6	273.5	291.6
医療機器整備	16.4	10.8	5.1	17.5
累計	16.4	27.2	32.3	49.8
合計	233.5	54.3	18	35.6
累計	233.5	287.8	305.8	341.4

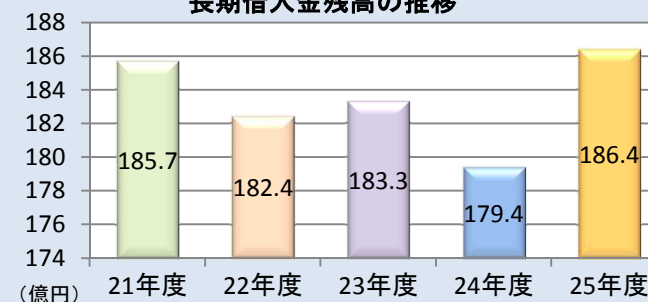
※施設設備整備は5億円以上、医療機器整備は1千万円以上の整備を納入年度に契約額を計上

寄附金等の獲得状況

(単位:百万円)

	H22'	H23'	H24'	H25'	H25'-H22'
寄附金	40.3	80.4	77.6	780.0	739.7
受託研究	388.9	412.1	399.4	339.7	▲ 49.2
競争的研究費	1,102.6	948.2	1,233.3	1,283.3	180.7

長期借入金残高の推移



評価シート
16

その他主務省令で定める業務運営に
関する事項

暫定評価

A(3.82)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A(3.80)	A(3.83)	A(3.83)	A(3.85)

【中期計画概要】

2. 人事システムの最適化

職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。

3. 人事に関する方針

(1) 方針

良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。

特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。

また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。

(2) 指標

センターの平成22年度期首における職員数を1,527人とするものの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。特に、技能職については、外部委託の推進に努める。

4. その他の事項

センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努める。また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示をホームページ等で行うように努める。

【主な取組状況】

○人事システムの最適化

①平成22年度より、職員の職務で発揮した能力、実績などを評価し給与に反映させ、業務遂行意欲の向上させるため業績評価制度を導入

②優秀な人材の確保や組織の活性化を図るため、国や国立病院機構等との人事交流を実施

③女性が働きやすい環境の整備

・育児短時間勤務の導入、センター敷地内における保育所の運営、看護職員の二交代制の拡大

④医師が本来の役割に集中できるよう看護師や検査技師による採血、薬剤師による処方の患者説明、医師事務作業補助者の配置など役割分担を見直し

○人事に関する方針

①二交替制の導入など勤務の多様性を取り入れワークライフバランスに考慮した職員の確保及び復職支援

②医師、看護師等の医療従事者の勤務実態に応じた諸手当の支給

③幹部職員など専門的な技術有する者の採用は全て公募を実施

④技能職の退職後不補充 技能職員数平成22年度38人→平成25年度29人（9人減）

○その他の事項

①センターの運営を充実・発展させるため、職員からの意見を幅広く聴取するための「提案箱」を平成22年度より各事業所に設置

②センターのミッション達成に向けて総長特任補佐会議を毎週開催